

国民スポーツ大会代表人馬選考規程

第1条.目的

本基準は、茨城県馬術連盟（以下「連盟」）に所属する人馬より国民スポーツ大会代表人馬（以下「代表人馬」）を選定するにあたり、その公平性を確保するとともにその具体的なプロセスを定める。

第2条.代表人馬の選考方法の決定

- ① 当該年度の国民スポーツ大会代表人馬の選考方法（以下「選考基準」）は、強化委員会がその案を検討し、理事会の承認をもって決定する。
- ② 前項の選考方法は、前年度の8月31日までに決定しなければならない。
- ③ 選考基準には以下の条件を必ず含まなければいけない。
 - (ア) 当該年度の国民スポーツ大会関東ブロック大会に選手登録（予備選手を含む）していることを条件とすること。
 - (イ) 前項に候補人馬がない場合の選考方法が記載されていること。
 - (ウ) 当該年度の国民スポーツ大会関東ブロック大会出場人馬の選考方法が明記されていること。
 - (エ) 茨城県スポーツ協会及び連盟から支給される補助金について金額及び支給方法が記載されていること。
 - (オ) 連盟主催の大会及び合宿への一定の参加義務が明記されていること。

第3条 代表人馬の決定

- ① 当該年度の国民スポーツ大会の代表人馬は、選考基準に従い強化委員会が「代表人馬（案）」を決定し、理事会が承認する。
- ② 当該年度の国民スポーツ大会関東ブロック大会に出場する人馬は、選考基準に従い強化委員会が「ブロック大会出場人馬（案）」を決定し、理事会が承認する。

附則 本規程は、令和5年10月1日より施行

